



発行 新潟県

第 56 号

平成24年7月20日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 924 指定管理者の指定（医務薬事課）
- 925 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 926 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 927 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 928 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 929 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 930 肥料の登録の有効期間更新（農産園芸課）
- 931 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 932 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 933 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 934 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 935 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 936 道路の区域変更（道路管理課）
- 937 道路の供用開始（道路管理課）
- 938 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 939 公有水面埋立ての免許（港湾整備課）
- 940 公有水面埋立地の用途の変更の許可（港湾整備課）

公 告

- 一般競争入札の実施（管財課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
- 毒物劇物取扱者試験の実施（医務薬事課）
- 新潟県農業大学の学生募集（経営普及課）
- 公聴会の開催の中止（都市政策課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

告 示

◎新潟県告示第924号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。  
平成24年7月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

新潟県立魚沼基幹病院

- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
新潟市中央区新光町4番地1  
一般財団法人新潟県地域医療推進機構
- 3 指定の期間  
平成27年6月1日から平成37年3月31日まで
- 4 指定年月日  
平成24年7月13日

## ◎新潟県告示第925号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成24年7月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	ケアサポートはびねす	新潟県村上市岩船上市8番31号アルカン・スイエル107	合同会社ケアサポートはびねす	平成24年7月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイあいれふ安塚	新潟県上越市安塚区安塚2209番地3	社会福祉法人越後上越福祉会	平成24年7月1日

## ◎新潟県告示第926号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年7月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
アビライフ居宅支援上越	新潟県上越市戸野目1013番地オフィスナカヤ2F-C	株式会社アビライフ	平成24年7月1日

## ◎新潟県告示第927号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成24年7月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
有限会社なごみ介護サービス	新潟県妙高市朝日町1丁目10番3号	有限会社なごみ介護サービス	訪問介護 介護予防訪問介護	平成24年5月28日	平成24年6月30日

有限会社なごみ介護サービス	新潟県妙高市朝日町1丁目10番3号	有限会社なごみ介護サービス	訪問看護 介護予防訪問看護	平成24年5月28日	平成24年6月30日
---------------	-------------------	---------------	------------------	------------	------------

## ◎新潟県告示第928号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成24年7月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
有限会社なごみ介護サービス	新潟県妙高市朝日町1丁目10番3号	有限会社なごみ介護サービス	平成24年5月28日	平成24年6月30日

## ◎新潟県告示第929号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、村上市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成24年7月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

## 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
8月27日（月）	午後1時から4時まで	村上市全域
8月28日（火）	午前9時から正午まで	
	午後1時30分から4時まで	
8月29日（水）	午前9時から正午まで	
8月30日（木）	午後1時から4時まで	
8月31日（金）	午前9時から正午まで	
	午後1時から3時まで	
9月3日（月）	午後1時から4時まで	
9月4日（火）	午前9時から正午まで	
9月5日（水）	午後1時から4時まで	
9月6日（木）		
9月7日（金）	午前9時から正午まで 午後1時から3時まで	
9月10日（月）	午後1時から4時まで	
9月11日（火）	午前9時から正午まで	
9月12日（水）	午後1時から4時まで	
9月13日（木）		
9月14日から平成25年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、1月2日、1月3日を除く	午前9時30分から正午まで	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

## 3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

## ◎新潟県告示第930号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

平成24年 7 月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

登録番号	新潟県生第400号
肥料の種類	肉かす粉末
肥料の名称	チキンパウダー
保証成分量	窒素全量 6.0パーセント
その他の規格	その他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	新潟県化製興業株式会社 新潟県長岡市大沼新田599番地
有効期間	平成24年 8 月 9 日から平成30年 8 月 8 日

## ◎新潟県告示第931号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の信濃川左岸土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年 7 月20日

新潟県長岡地域振興局長

## 1 就任

理事	長岡市巻島1丁目197番地	志賀 和則 (理事長)
〃	小千谷市高梨町3562番地	大平 隆
〃	長岡市浦5037番地	桑原 章
〃	小千谷市片貝町6740番地	安達 良夫
〃	長岡市神谷1414番地1	白井 義光
〃	〃 西野1910番地7	山本 徹
〃	〃 才津西町2096番地	長谷川 喜芳
〃	〃 深沢町2806番地	山崎 一男
〃	〃 塚町346番地	長谷川 弘二
〃	〃 上除町甲481番地	太刀川 浅男
〃	〃 七日市2184番地	関根 敏雄
〃	〃 雲出町1636番地1	廣川 和良
〃	〃 川袋町792番地	田邊 茂
〃	〃 与板町広野653番地	萩野 照高
〃	〃 芹川町2287番地	若月 聰
〃	〃 福道町467番地	安達 隆幸
〃	〃 雁島町1055番地	金山 博文
〃	〃 脇野町1323番地	椛澤 正二
〃	〃 瓜生1625番地	小林 勉
〃	〃 与板町与板乙1161番地	大橋 利昭
監事	長岡市上岩井3399番地	片野 勉
〃	〃 浦6405番地4	関 清
〃	〃 深沢町284番地	渡辺 勝一
〃	〃 花井町114番地	高野 千尋

就任年月日 平成24年 7 月 3 日

## 2 退任

理事	長岡市巻島一丁目197番地	志賀 和則 (理事長)
〃	小千谷市高梨町3562番地	大平 隆
〃	〃 片貝町6885番地	安達 忠昭
〃	長岡市浦5037番地	桑原 章
〃	〃 神谷1414番地 1	白井 義光
〃	〃 西野1910番地 7	山本 徹
〃	〃 深沢町1699番地	吉野 要
〃	〃 才津西町2096番地	長谷川 喜芳
〃	〃 上除町甲490番地	太刀川 哲男
〃	〃 塚町346番地	長谷川 弘二
〃	〃 七日市2184番地	関根 敏雄
〃	〃 雲出町1636番地 1	廣川 和良
〃	〃 与板町蔦都607番地	高木 正一
〃	〃 川袋町792番地	田邊 茂
〃	〃 福道町724番地	吉野 源一
〃	〃 芹川町2287番地	若月 聰
〃	〃 花井町60番地	片桐 伊佐雄
〃	〃 瓜生1453番地	本村 久夫
〃	〃 脇野町1323番地	椛澤 正二
〃	〃 与板町榎原1738番地	高橋 惇
監事	長岡市来迎寺甲1190番地	丸山 行雄
〃	〃 榎山町1741番地	高坂 正司
〃	〃 李崎町101番地	星野 敏
〃	〃 三島新保1841番地	稲田 雄幸
退任年月日	平成24年7月2日	

#### ◎新潟県告示第932号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営阿賀野川右岸第2地区農業用排水施設整備（かんがい排水事業と併せ行う農地防災排水）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成24年7月23日から平成24年8月17日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新発田市役所
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

#### ◎新潟県告示第933号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成24年7月23日から平成24年8月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月20日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	舞子上	農業用排水施設整備 (県単農業農村整備「 かんがい排水」)事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	南魚沼市役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

#### ◎新潟県告示第934号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成24年7月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
寺字	上越市	区画整理・農業用排水施設整備(農地環境整備)事業	平成24年6月6日

#### ◎新潟県告示第935号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成24年7月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 起業者の名称  
新発田市
- 事業の種類  
新発田市供用駐車場造成事業(保全事業を含む)
- 起業地
  - 収用の部分  
新発田市中央町4丁目地内
  - 使用の部分  
なし
- 事業の認定をした理由
  - 法第20条第1号の要件への適合性  
新発田市供用駐車場造成事業(保全事業を含む)(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に該当し、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - 法第20条第2号の要件への適合性  
起業者は、本件事業に必要な予算について新発田市9月補正予算で予算計上することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
  - 法第20条第3号の要件への適合性  
ア 得られる公共の利益  
新発田市の中心部には、市の施設である市民文化会館、中央公民館、図書館及び落谷虹児記念館が集中しており、供用駐車場はそれら施設のほぼ中央部分に位置し、市民に広く利用されている。市民文化会館で開催されるイベントや図書館の団体見学、また、落谷虹児記念館が市の観光コースになったことによる観光バスでの来館等、大型バスを利用する場合、現在の駐車場は出入口が狭く大型車両用駐車スペースがない等、大型バスの乗り入れに対応していないことから、基本的に乗り入れは不可としている。そのため、施設前の路上で停車、乗降することが多く、非常に危険であると同時に交通渋滞を引き起こしている状況である。また、事前連絡のあったバス1台のみ駐車を許可しているが、そのスペース確保のため普通乗用

車が駐車できなくなり、駐車場利用者から苦情が寄せられることもある。

本件事業の実施により、大型車両の駐車場へのスムーズな進入、交通渋滞の解消、同時刻に複数の駐車及び安全な乗降が可能になると同時に、普通乗用車の駐車スペースに影響を与えることもなくなり、市の公共施設利用者の供用駐車場としての機能をより一層発揮できるものと考えられる。

本件事業で大型車両の駐車場スペースを確保した場合、得られる利益のマイナス要因として排気ガスによる環境問題やエンジン音による騒音問題が懸念されるが、アイドリングストップの呼びかけを徹底するほか民家と接しない場所に駐車スペースを設置するなど、近隣住民に十分配慮することで極力抑えられるものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地内は、文化財保護や鳥獣保護等、特別な措置を講ずべき地域の範囲に含まれていないことを新発田市で確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、供用駐車場に隣接し一体的に利用できる場所で、周囲の市の施設へスムーズに移動できる2箇所を選定し事業費や利便性等で比較検討した結果、既設供用駐車場の一部借地の整備である本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように、現在の供用駐車場が大型車両に対応していないことによる路上停車や乗降に伴う交通渋滞、大型バス1台の乗り入れによる往来者との接触の危険等、これらに対する苦情のほか危険性を心配する声が寄せられており、事業の早急な実施が求められている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

新発田市役所

◎新潟県告示第936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年 7 月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢小栗山線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延	長
---	---	------	-------	---	---

南魚沼市小栗山字入山 2910 番 3 から 同市小栗山字入山2910番37まで	新	12.0～36.8メートル	332.3メートル
	旧	12.0～23.0メートル	335.0メートル

## ◎新潟県告示第937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年 7月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 田沢小栗山線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市小栗山字入山2910番3から同市小栗山字入山2910番37まで
- 3 供用開始の期日 平成24年 7月20日

## ◎新潟県告示第938号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年 7月20日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成24年 7月 9日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
佐渡市両津福浦三丁目字押廻269番	4.0	20.4

## ◎新潟県告示第939号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成24年 7月20日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 埋立免許年月日  
平成24年 7月 3日
- 2 出願人の名称及び住所  
出願人住所 新潟市中央区新光町4番地1  
出願人名称 新潟県  
代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1  
代表者氏名 新潟県知事 泉田 裕彦
- 3 埋立区域
  - (1) 位置
    - ア 全体  
新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1249番地から1247番地を経て1246番地3に至る間の公有水面
    - イ 1工区  
新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1247番地から1246番地1を経て1246番地3に至る間の公有水面

## ウ 2工区

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1249番地から1247番地に至る間の公有水面

## (2) 区域

## ア 全体

次の各地点のうち、①の地点から⑫の地点までを順次に結んだ線、⑫の地点と⑬の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位 (D. L. +0.64メートル) における公有水面と西ふ頭地区1号岸壁との境界線、⑬の地点から⑯の地点までを順次に結ぶ平成22年の秋分の満潮位 (D. L. +0.64メートル) における公有水面と西ふ頭地区泊地護岸との境界線及び①の地点と⑯の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位 (D. L. +0.64メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点（北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828）から68度34分09秒603.14メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から142度43分34秒47.89メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から52度43分34秒5.10メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から142度43分34秒4.50メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から232度43分34秒5.10メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から142度43分34秒10.60メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から52度43分34秒5.10メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から142度43分34秒4.50メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から232度43分34秒5.10メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から142度43分34秒64.05メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から52度43分34秒5.10メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から142度43分34秒1.00メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から232度43分34秒17.13メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から322度39分27秒29.95メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から322度41分46秒21.48メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から322度52分36秒48.68メートルの地点

## イ 1工区

次の各地点のうち、⑰の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線、⑳の地点と㉑の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位 (D. L. +0.64メートル) における公有水面と西ふ頭地区1号岸壁との境界線、㉑の地点から㉓の地点までを順次に結ぶ平成22年の秋分の満潮位 (D. L. +0.64メートル) における公有水面と西ふ頭地区泊地護岸との境界線及び⑰と㉓の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位 (D. L. +0.64メートル) における公有水面と西ふ頭地区泊地護岸との境界線により囲まれた区域

- ⑰の地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点（北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828）から72度46分05秒604.88メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から52度43分34秒11.98メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から142度43分34秒5.25メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から52度43分34秒5.10メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から142度43分34秒4.50メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から232度43分34秒5.10メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から142度43分34秒10.60メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から52度43分34秒5.10メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から142度43分34秒4.50メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から232度43分34秒5.10メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から142度43分34秒64.05メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から52度43分34秒5.10メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から142度43分34秒1.00メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から232度43分34秒17.13メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から322度39分27秒29.95メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から322度41分46秒21.48メートルの地点

## ウ 2工区

次の各地点のうち、①の地点から⑰の地点までを順次に結んだ線、⑰の地点と⑱の地点を平成22年の秋

分の満潮位 (D. L. +0.64メートル) における公有水面と西ふ頭地区泊地護岸との境界線及び①の地点と⑯の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位 (D. L. +0.64メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点(北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828)から68度34分09秒603.14メートルの地点

⑯の地点 ①の地点から142度43分34秒42.64メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から232度43分34秒11.98メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から322度52分36秒10.21メートルの地点

(3) 面積

全 体 1,561.37平方メートル

1 工区 1,134.09平方メートル

2 工区 427.28平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 全体

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1250番地から1247番地を経て1026番地1に至る間の土地及び公有水面並びに同市大字寺島小字古屋敷1250番地の地先公有水面

イ 1 工区

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1249番地から1246番地1を経て1246番地2に至る間の土地及び公有水面

ウ 2 工区

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1250番地から1247番地を経て1026番地1に至る間の土地及び公有水面並びに同市大字寺島小字古屋敷1250番地の地先公有水面

(2) 区域

ア 全体

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とサの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点(北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828)から62度04分05秒573.13メートルの地点

イの地点 アの地点から38度00分59秒27.42メートルの地点

ウの地点 イの地点から129度58分03秒65.38メートルの地点

エの地点 ウの地点から52度49分33秒128.76メートルの地点

オの地点 エの地点から142度43分34秒157.67メートルの地点

カの地点 オの地点から232度43分34秒150.00メートルの地点

キの地点 カの地点から142度43分34秒9.91メートルの地点

クの地点 キの地点から232度43分34秒23.94メートルの地点

ケの地点 クの地点から275度19分49秒10.29メートルの地点

コの地点 ケの地点から289度54分27秒6.96メートルの地点

サの地点 コの地点から312度48分42秒7.25メートルの地点

イ 1 工区

次の各地点を順次に結んだ線及びシの地点とサの地点とを結んだ線により囲まれた区域

シの地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点(北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828)から73度10分03秒593.55メートルの地点

スの地点 シの地点から52度43分34秒29.15メートルの地点

キの地点 スの地点から142度43分34秒109.80メートルの地点

クの地点 キの地点から232度43分34秒23.94メートルの地点

ケの地点 クの地点から275度19分49秒10.29メートルの地点

コの地点 ケの地点から289度54分27秒6.96メートルの地点

サの地点 コの地点から312度48分42秒7.25メートルの地点

ウ 2 工区

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とシの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点(北緯37度02分18秒3481、

- 東経137度49分45秒9828) から62度04分05秒573.13メートルの地点
- イの地点 アの地点から38度00分59秒27.42メートルの地点
- ウの地点 イの地点から129度58分03秒65.38メートルの地点
- エの地点 ウの地点から52度49分33秒128.76メートルの地点
- オの地点 エの地点から142度43分34秒157.67メートルの地点
- カの地点 オの地点から232度43分34秒150.00メートルの地点
- スの地点 カの地点から322度43分34秒99.89メートルの地点
- シの地点 スの地点から232度43分34秒29.15メートルの地点

## (3) 面積

- 全 体 31,011.28平方メートル
- 1 工区 3,596.15平方メートル
- 2 工区 27,415.13平方メートル

## 5 埋立地の用途

ふ頭用地

## ◎新潟県告示第940号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、公有水面の埋立地の用途の変更を次のとおり許可した。

平成24年7月20日

姫川港港湾管理者 新潟県  
代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 許可年月日

平成24年7月3日

## 2 申請人の名称及び住所

- 申請人住所 新潟市中央区新光町4番地1
- 申請人名称 新潟県
- 代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1
- 代表者氏名 新潟県知事 泉田 裕彦

## 3 埋立区域

## (1) 位置

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1250番地及び1251番地に接する国有海浜地の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から123度01分38秒72.57メートル地点を円心とする半径72.57メートルの円周で①の地点と②の地点とを結ぶ北西側の円弧、②の地点から④の地点までを結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位（D.L.+0.44メートル）における公有水面と既設西防波堤との境界線及び①の地点と⑤の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位（D.L.+0.44メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点（北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828）から47度50分40秒586.73メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から49度09分22秒40.32メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から155度17分06秒15.00メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から65度17分06秒100.00メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から66度18分29秒128.80メートルの地点

## (3) 面積

9,633.59平方メートル

## 4 埋立に関する工事の施行区域

## (1) 位置

ア 全体

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1249番地から1025番地1を経て1017番地8に至る間の土地及びこれらに接する国有海浜地の地内並びに同市大字寺島小字古屋敷1249番地から1025番地1を経て1012番地2に

至る間の土地及びこれらに接する国有海浜地の地先公有水面

イ 1工区

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1249番地から1025番地1を経て1026番地5に至る間の土地及びこれらに接する国有海浜地の地内並びに同市大字寺島小字古屋敷1249番地から1025番地1を経て1012番地2に至る間の土地及びこれらに接する国有海浜地の地先公有水面

ウ 2工区

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1250番地から1025番地1を経て1017番地8に至る間の土地及びこれらに接する国有海浜地の地内並びに同市大字寺島小字古屋敷1250番地から1025番地1を経て1012番地2に至る間の土地及びこれらに接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

ア 全体

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とトの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点（北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828）から58度15分59秒493.41メートルの地点

ロの地点 イの地点から266度36分17秒190.92メートルの地点

ハの地点 ロの地点から356度36分17秒276.14メートルの地点

ニの地点 ハの地点から65度17分06秒761.23メートルの地点

ホの地点 ニの地点から155度17分06秒429.38メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から232度49分59秒585.90メートルの地点

トの地点 ヘの地点から327度31分34秒228.13メートルの地点

イ 1工区

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とトの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点（北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828）から58度15分59秒493.41メートルの地点

ロの地点 イの地点から266度36分17秒190.92メートルの地点

ハの地点 ロの地点から356度36分17秒276.14メートルの地点

ニの地点 ハの地点から65度17分06秒761.23メートルの地点

チの地点 ニの地点から155度17分06秒83.63メートルの地点

リの地点 チの地点から219度58分03秒471.86メートルの地点

ヌの地点 リの地点から129度58分03秒35.00メートルの地点

ルの地点 ヌの地点から174度58分03秒46.67メートルの地点

ヲの地点 ルの地点から129度58分03秒82.00メートルの地点

ワの地点 ヲの地点から99度58分03秒107.74メートルの地点

ヘの地点 ワの地点から232度49分59秒274.96メートルの地点

トの地点 ヘの地点から327度31分34秒228.13メートルの地点

ウ 2工区

次の各地点を順次に結んだ線及びワの地点とホの地点とを結んだ線により囲まれた区域

ワの地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点（北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828）から72度27分29秒876.73メートルの地点

ヲの地点 ワの地点から279度58分03秒107.74メートルの地点

ルの地点 ヲの地点から309度58分03秒82.00メートルの地点

ヌの地点 ルの地点から354度58分03秒46.67メートルの地点

リの地点 ヌの地点から309度58分03秒35.00メートルの地点

チの地点 リの地点から39度58分03秒471.86メートルの地点

ホの地点 チの地点から155度17分06秒345.75メートルの地点

(3) 面積

全 体 360,976.12平方メートル

1工区 244,727.35平方メートル

2工区 116,248.77平方メートル

5 埋立地の用途

(1) 変更前の用途

用途	配置	規模
ふ頭用地	埋立地全体	約9,600平方メートル

## (2) 変更後の用途

用途	配置	規模
ふ頭用地	①埋立地の西側に位置	約8,600平方メートル
	②埋立地の東側に位置	
道路用地	埋立地の中央部にあって、ふ頭用地①とふ頭用地②との間に位置	約1,000平方メートル

## 公 告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新発田地域振興局仮設庁舎の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成24年7月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 新発田地域振興局仮設庁舎賃貸借
- (2) 納入場所 新潟県新発田市豊町3-3-2地内
- (3) 賃貸借物件 賃貸借物件の仕様等は、「入札説明書」による。  
構 造 鉄骨造（プレハブ）  
階 数 2階建て  
建築面積 228m<sup>2</sup> 内外  
延床面積 429m<sup>2</sup> 内外
- (4) 納入時期 契約締結の日から平成24年10月19日まで
- (5) 賃貸借期間 平成24年10月20日から平成26年1月31日まで
- (6) 解体撤去時期 平成26年3月28日まで

## 2 入札に関する必要事項を示す日時及び場所

新潟県ホームページ「入札・発注・売却情報」（<http://www.pref.niigata.lg.jp/order.html>）にて公開するほか、次のとおり書面により配布する。

- (1) 日 時 平成24年7月20日(金)から平成24年8月1日(水)まで（土曜日、日曜日は除く。）の各日の午前9時30分から午後4時まで
- (2) 場 所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県総務管理部管財課庁舎施設班  
ほか、新潟県庁行政庁舎入札室、新発田地域振興局

## 3 参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより「参加資格確認申請書」を提出しなければならない。
  - ア 提出期間 平成24年7月30日(月)から平成24年8月1日(水)までの各日の午前9時から午後4時まで
  - イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県総務管理部管財課庁舎施設班
- (2) 参加資格の確認結果通知
  - ア 参加資格の確認結果については、「参加資格確認申請書」を提出した者にそれぞれ書面により通知する。
  - イ 参加資格が認められなかった者は、参加資格の確認結果に関する通知書に指定された日（郵送の場合は、当日消印）までの間、その理由の説明を書面（様式自由）により請求することができる。

## 4 設計図書の配布

(1) 入札参加を認められた者は、次に定めるところにより設計図書を貸与する。

ア 日 時 平成24年8月3日(金)から平成24年8月20日(月)まで(土曜日、日曜日は除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 場 所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県総務管理部管財課庁舎施設班

(2) 設計図書に関する質問及びその回答

ア 質 問

- ① 質問方法 質問事項を記載した書面を受付場所に持参、又は電子メールにより送信する方法による。
- ② 受付日時 平成24年8月15日(水)から平成24年8月16日(木)までの各日の午前9時から午後4時まで
- ③ 受付場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県総務管理部管財課庁舎施設班  
電子メール ngt010080@pref.niigata.lg.jp

イ 回答方法

新潟県ホームページ「入札・発注・売却情報」(<http://www.pref.niigata.lg.jp/order.html>)にて平成24年8月17日(金)午後3時以降(予定)に公開する。

5 入札の日時等

(1) 日 時 平成24年8月21日(火) 午前10時30分

(2) 場 所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁行政庁舎入札室

(3) その他

ア 入札金額の記載

落札にあたり、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(その金額に1円未満の端数があるとき、当該端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札回数

2回を限度とする。

6 入札に参加する者に必要な資格

単体企業にあつては、以下の要件を全て満たす者であること。

経常共同企業体にあつては、構成員の全てが(1)から(4)の要件を、経常共同企業体として(5)、(6)の要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件に係る参加資格確認申請書を提出した日から本件の入札までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた者(指名停止期間の一部が属するものを含む。)でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

(5) 新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年新潟県告示第3296号)に基づく入札参加資格の審査(以下「入札参加資格審査」という。)を受け、建築一式工事に、平成24・25年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。

(6) 平成24・25年度の入札参加資格審査において、建築一式工事に係る格付けがA級であること。

7 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨(契約当事者に関する記載部分を除く。)

(2) 入札保証金

契約金額の100分の5に相当する金額(1円未満切り上げ)以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第43条第1項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額（1円未満切り上げ）以上の金額とする。ただし、規則第44条第1項第1号及び第2号に該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

入札の結果、落札者がいない場合において、入札書等比較予定価格と最低の価格で入札した者の入札金額との差が、入札書等比較予定価格の10%以内の場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、その者と随意契約を締結するものとする。

(7) 契約の停止

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約に関しては、新潟県財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

(9) 問い合わせ先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部管財課庁舎施設班 担当：長場

電話番号 025-280-5065（直通）

8 Summary

(1) Project name:

Lease contract for a temporary prefabricated government building at the Shibata Regional Promotion Bureau

(2) Submission of application for bidding participation:

Submission period:

July 30<sup>th</sup> to August 1<sup>st</sup>, 2012

9:00a.m. to 4:00p.m. each day

Submission address:

Facilities Management Team

Property Administration Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata 950-8570

(3) Time and place of bidding:

Starting at 10:30a.m. August 21<sup>th</sup>, 2012

Niigata Prefectural Administration Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata 950-8570

(4) For further information, please contact:

Facilities Management Team

Property Administration Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata 950-8570

TEL:025-280-5065

---

**特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

---

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年 7 月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成 24 年 6 月 27 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人自立生活センター新発田
- 3 代表者の氏名  
高木 浩久
- 4 主たる事務所の所在地  
新発田市大栄町 1 丁目 2 番 5 号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、新発田市民及びその周辺住民に対して、「障害者」が自立した生活を営むために必要な事業を行い、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類  
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動  
(2) まちづくりの推進を図る活動  
(3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(職務) 第15条 <u>理事全員は、この法人を代表する。また、代表理事は、この法人の業務を総理する。</u> 2～4 (略)	(職務) 第15条 <u>代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。</u> 2～4 (略)

**特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について (公告)**

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第25条第 3 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新潟地域振興局において縦覧に供する。

平成24年 7 月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成 24 年 6 月 29 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人脳神経外科手術機器センター
- 3 代表者の氏名  
小林 茂昭
- 4 主たる事務所の所在地  
五泉市赤海 3631 番 14
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、杉田虔一郎氏 (以下 杉田氏) の開発された脳神経外科の医療技術の普及と啓発により地域社会における医療福祉に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類  
保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前

<p>(職務) 第13条 <u>理事全員</u>は、この法人を代表する。また、<u>理事長</u>は、この法人の業務を総理する。 2～5 (略)</p>	<p>(職務) 第13条 <u>理事長</u>は、この法人を代表し、<u>その業務</u>を総理する。 2～5 (略)</p>
--	---

**特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について (公告)**

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第25条第 3 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第 5 項で準用する第10条第 2 項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び長岡地域振興局において縦覧に供する。

平成24年 7 月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成 24 年 6 月 25 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人防災サポートおぢや

3 代表者の氏名

関 広一

4 主たる事務所の所在地

小千谷市大字谷内 686 番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、新潟県中越大地震により甚大な被害を受けた小千谷市の地域の人々が、その体験を生かして震災に関する諸々の事業を行い、地震列島日本において今後も発生するであろう震災に対し、安心して暮らせる地域社会の実現に奇与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 地域安全活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 社会教育の推進を図る活動

(4) 災害救援活動

(5) 環境の保全を図る活動

(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(権能) 第24条 (略) (1)～(3) (略) (4) 事業計画及び<u>活動</u>予算 (5) 事業報告及び<u>活動</u>決算 (事業計画及び予算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動</u>予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 (事業報告及び決算)</p> <p>第49条 この法人の事業報告書、<u>活動</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(権能) 第24条 (略) (1)～(3) (略) (4) 事業計画及び<u>収支</u>予算 (5) 事業報告及び<u>収支</u>決算 (事業計画及び決算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支</u>予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 (事業報告及び決算)</p> <p>第49条 この法人の事業報告書、<u>収支</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>

<p>(定款の変更)</p> <p>第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、<u>所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>以下の事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)</u></p> <p>(2) <u>資産に関する事項</u></p> <p>(3) <u>公告の方法</u></p>
---	--

**特定非営利活動法人の設立の認証申請について(公告)**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成24年 7月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日  
平成24年6月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人四季の郷やくし
- 3 代表者の氏名  
佐藤 孝一
- 4 主たる事務所の所在地  
魚沼市七日市新田 643 番地 1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、薬師スキー場の健全な運営と周辺施設との連携、四季を通じたゲレンデの有効活用などにより、子供達の健全育成と健康福利および地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 子どもの健全育成を図る活動
  - (2) スポーツの振興を図る活動
  - (3) 環境の保全を図る活動
  - (4) 経済活動の活性化を図る活動
  - (5) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

**毒物劇物取扱者試験の実施について(公告)**

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成24年 7月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 試験日時  
平成24年10月27日(土)  
午後1時20分から2時40分まで
- 2 試験会場  
新潟市西区五十嵐2の町8050番地  
新潟大学 工学部
- 3 試験の種類
  - (1) 一般

- 毒物劇物の全品目を取り扱う責任者
- (2) 農業用品目  
農業上必要な毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者
- (3) 特定品目  
限定された毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者
- 4 試験の内容  
試験科目は次に掲げるものとし、試験の方法は筆記方式とする。
- ア 毒物及び劇物に関する法規  
イ 基礎化学  
ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法  
エ 毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 5 受験資格  
年齢、学歴、経験等は問わない。
- 6 受験手続
- (1) 提出書類
- ア 受験願書  
イ 受験願書データ  
ウ 写真  
出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ(4.5cm×3.5cm)のものを写真用台紙に貼り、必要事項を記入する。  
エ 受験票  
写真用台紙の裏面の記入上の注意に従い、必要事項を記入する。
- (2) 受験手数料  
10,500円を新潟県収入証紙により納付する。(新潟県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。)
- (3) 受験願書の受付期間  
平成24年8月20日(月)から9月7日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、9月7日(金)の消印まで有効とする。
- (4) 受験願書の受付場所  
新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所
- 7 受験票の送付  
受験願書を受理した後、後日、受験票(はがき)を受験者あてに送付する。
- 8 合格発表及び合格証の交付
- (1) 合格発表  
平成24年11月30日(金)午前9時に新潟県庁1階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉(環境)部、新潟市保健所及び県のホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/>)において、合格者の受験番号を発表する。
- (2) 合格証の交付  
合格証は、平成24年11月30日(金)午前9時以降、受験願書を提出した場所で交付する。
- 9 試験結果の開示  
受験者本人から試験結果について口頭による開示請求があった場合、次により開示する。
- (1) 開示する項目  
科目別得点、総合得点
- (2) 開示請求の受付期間  
平成24年11月30日(金)から12月27日(木)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
- (3) 開示請求の受付場所  
受験願書を提出した場所(ただし、新潟県福祉保健部医務薬事課においては、全受験者の開示請求を受け付ける。)
- 10 その他
- (1) 受験願書等は、平成24年7月30日(月)から新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付も行うが、締切りは8月31日(金)までの必着分とする。
- (2) 受験願書提出後の試験の種類の変更は認めない。

- (3) 一旦納付した手数料は、受験しない場合でも返還しない。ただし、願書受付期間中に受験願書の取下げ依頼があった場合は、この限りでない。
- (4) 試験当日、受験者は試験会場の構内には駐車できない。公共交通機関等を利用すること。
- (5) 試験方法は筆記方式によるので、HB又はBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参すること。
- (6) 試験についての講習会は、県では実施しない。
- (7) 試験についての問合せは、新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉（環境）部又は新潟市保健所にする。

### 新潟県農業大学校の学生募集について（公告）

平成25年度の新潟県農業大学校の学生を下記により募集する。

平成24年7月20日

新潟県農業大学校長 和田 富広

#### 1 所在地

新潟県新潟市西蒲区巻甲12021

#### 2 募集定員

- (1) 学科（卒業時、短期大学卒業同等資格（人事院規則による。））

学 科	募集定員	専攻部門
稲作経営科	40人程度	稲作
園芸経営科	30人程度	野菜、果樹、花き
畜産経営科	10人程度	酪農、肉畜（肉用牛）
合 計	80人	

- (2) 研究科（卒業時、大学卒業同等資格（人事院規則による。））

コース	募集定員
就農者コース	10人
指導者コース	

#### 3 修業年限

- (1) 学科

2年

- (2) 研究科

2年

#### 4 出願資格

- (1) 学科

##### ア 推薦入校

本校の推薦入校試験は、学校長推薦と地域推薦とし、出願できる者はそれぞれ次のとおりとする。

なお、推薦入校者数は、募集定員のおおむね70%とする。

- (7) 学校長推薦の場合

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- a 学校教育法（（昭和22年法律第26号）。以下「学校教育法」という。）に基づく新潟県内の高等学校若しくは中等教育学校を平成25年3月卒業見込みの者、又は新潟県内に住所（就学のため一時的に新潟県外に住所を移している者を含む。）を有して新潟県外の高等学校若しくは中等教育学校を平成25年3月卒業見込みの者
- b 平成25年4月1日時点でおおむね30歳以下の者で、自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- c 本校卒業後、新潟県内において就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）又は農業・農村地域の指導に携わる強い意志がある者
- d 高等学校長又は中等教育学校長が作成する調査書の「全体の評定平均値」が3.0以上の者。ただし、国語及び数学の評定平均値が3.0未満でないこと。
- e 合格した場合は、入校することを確約できる者

- (i) 地域推薦の場合

出願者出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長が、次の各号のいずれ

にも該当すると認めたとする。

- a 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校卒業者又は大学校長がこれと同等以上の学力を有すると認めたとする者
  - (a) 認定就農者
  - (b) 認定農業者の後継者
- b 平成25年 4 月 1 日時点でおおむね30歳以下の者で、自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- c 本校卒業後、認定就農者にあつては地域において引き続き就農を継続する強い意志がある者、認定農業者の後継者にあつては当該経営を継承する強い意志がある者
- d 合格した場合は、入校することを確約できる者

イ 一般入校

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (7) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校の卒業生（平成25年 3 月卒業見込みを含む。）又は大学校長がこれと同等以上の学力を有すると認めたとする者
- (4) 平成25年 4 月 1 日時点でおおむね30歳以下の者で、自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- (9) 本校卒業後、新潟県内において就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）又は農業・農村地域の指導に携わる意志がある者

(2) 研究科

次のいずれかに該当する者であつて、本校卒業後、新潟県内において、就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）を目指す者及び農業・農村地域の指導に携わることを目指す者

- ア 新潟県農業大学の学科を卒業した者（平成25年 3 月卒業見込みを含む。）
- イ 本校以外の公立・私立を問わず農業者研修教育施設を卒業した者（平成25年 3 月卒業見込みを含む。）
- ウ 学校教育法に基づく短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者（平成25年 3 月卒業見込みを含む。）
- エ 大学校長が、ア、イ又はウに規定する者と同等以上の学力を有すると認めたとする者

5 出願書類

(1) 学科

ア 入校願書

写真（出願前 3 か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）は、裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりづけること。

イ 出身高等学校又は出身中等教育学校の調査書

卒業後年数が経過したため調査書の発行が不可能な場合は、卒業証明書を提出する。

また、最終学歴が高等学校又は中等教育学校以外の場合、最終出身学校の成績証明書もあわせて提出のこと。

ウ 営農状況等調査書（非農家出身者は、家族状況欄について記入する）

エ 学校長推薦入校出願者にあつては、高等学校長又は中等教育学校長の推薦書

オ 地域推薦入校出願者にあつては、出願者出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長の推薦書

カ 認定就農者は知事認定通知書、認定農業者の後継者は市町村長認定証の写し

キ 一般入校試験出願者で、日本農業技術検定 3 級以上取得者にあつては、日本農業技術検定合格証の写し

(2) 研究科

ア 入校願書

写真（出願前 3 か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）は、裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりづけること。

イ 最終出身校の卒業証明書又は卒業見込証明書（本校学科を卒業又は卒業見込みの者は提出不要）

ウ 成績証明書（本校学科を卒業又は卒業見込みの者は提出不要）

エ 営農状況等調査書（非農家出身者は、家族状況欄について記入する）

6 出願期間

(1) 学科

ア 推薦入校試験

(7) 学校長推薦

平成24年10月17日（水）～11月 2 日（金）

## (イ) 地域推薦

平成24年10月17日(水)～11月2日(金)

## イ 一般入校試験

## (ア) 前期

平成24年11月26日(月)～12月14日(金)

## (イ) 後期

平成25年2月4日(月)～2月20日(水)

なお、一般入校前期の募集人員は20人程度、一般入校後期の募集人員は若干名とし、一般入校前期試験終了時の合格者数により、一般入校後期試験を実施しないことがある。

一般入校後期試験を実施しない場合は、本校ホームページに掲載するとともに、新潟県内の高等学校及び中等教育学校へ通知する。

## (2) 研究科

## ア 第1次入校試験

平成24年11月5日(月)～11月26日(月)

## イ 第2次入校試験

平成25年2月4日(月)～2月20日(水)

なお、第1次入校試験終了時の合格者数により、第2次入校試験を実施しないことがある。

第2次入校試験を実施しない場合は、本校ホームページに掲載する。

## 7 出願方法

いずれの入校試験とも、次のとおりとする。

## (1) 郵送又は持参によること。

## (2) 郵送の場合、簡易書留とし、出願期間最終日の消印まで有効とする。

## (3) 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日は受け付けをしない。)

## 8 出願上の注意事項

## (1) 学科

ア 入校願書、受験票には、必ず第2志望の専攻名を記入すること。

イ 受験票返送用として380円分の切手(簡易書留料含む。)を同封すること。

ウ 郵送で出願の場合、封筒の表に「入校願書(学科)在中」と朱書きし、簡易書留とする。

## (2) 研究科

ア 受験票返送用として380円分の切手(簡易書留料含む。)を同封すること。

ただし、本校学科を平成25年3月卒業見込みの者は不要とする。

イ 郵送で出願の場合、封筒の表に、「入校願書(研究科)在中」と朱書きし、簡易書留とする。

## 9 願書の提出先

新潟県新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校長

(郵便番号 953-0041 電話 0256-72-3141)

## 10 受験票

受験票は、出願受付終了後、受験番号を付して出願者本人に郵送する。

## 11 受験料 2,200円

上記金額分の新潟県収入証紙を新潟県内の第四銀行、北越銀行、大光銀行、各信用金庫、各信用組合等で購入し、「入校願書」に貼付すること。ただし、消印等ははしないこと。

入校願書受付後は、理由のいかんを問わず受験料は返還しない。

## 12 入校試験

## (1) 学科

## ア 日時

## (ア) 推薦入校試験

平成24年11月22日(木) 午前8時50分から

## (イ) 一般入校試験

## a 前期

平成25年1月11日(金) 午前8時50分から

ただし、日本農業技術検定3級以上取得者については、午前11時から

## b 後期

平成25年3月8日(金) 午前8時50分から  
ただし、日本農業技術検定3級以上取得者については、午前11時から

## イ 試験科目

## (7) 推薦入校試験

小論文、適性検査及び面接

## (4) 一般入校試験

国語(現代文のみ)、数学Ⅰ、化学Ⅰ又は生物Ⅰのうち1科目選択、適性検査及び面接

ただし、日本農業技術検定3級以上取得者については、学力試験科目の「数学Ⅰ」及び「化学Ⅰ又は生物Ⅰのいずれか1科目」を免除する。

## (2) 研究科

## ア 日時

## (7) 第1次入校試験

平成24年12月10日(月) 午前8時50分から

## (4) 第2次入校試験

平成25年3月8日(金) 午前8時50分から

## イ 試験科目

小論文及び面接

## 13 合格発表

## (1) 発表日時

## ア 学科

## (7) 推薦入校試験

平成24年12月6日(木) 午前10時

## (4) 一般入校試験

## a 前期

平成25年1月23日(水) 午前10時

## b 後期

平成25年3月14日(木) 午前10時

## イ 研究科

## (7) 第1次入校試験

平成24年12月19日(水) 午前10時

## (4) 第2次入校試験

平成25年3月14日(木) 午前10時

## (2) 発表方法

合格者の受験番号を本校正面玄関内(ホール)に掲示するとともに、本校ホームページ

(<http://www.pref.niigata.lg.jp/nogyodai/1215023462525.html>) ただし、公開は午前10時以降になる。)により発表する。

あわせて、合格者には合格通知書及び入校応諾書のほか入校手続きに必要な書類を送付する。

なお、不合格者には通知しない。

## (3) 追加合格

学科について、合格発表後、入校辞退者が生じた場合には、追加合格者を決定することがある。

## 14 個人情報の開示等

## (1) 個人情報の開示

新潟県個人情報保護条例に基づき、一般入校試験を受験した者は、口頭により以下の試験結果について開示請求することができる。

## ア 開示内容

学科の一般入校試験の科目別(国語(現代文のみ)、数学Ⅰ、化学Ⅰ又は生物Ⅰ)得点

## イ 開示時期

## (7) 一般入校前期試験

平成25年1月23日(水)から2月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(ただし、合格発表日は午前10時から午後4時まで)

## (イ) 一般入校後期試験

平成25年3月14日(木)から3月29日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(ただし、合格発表日は午前10時から午後4時まで)

## ウ 開示場所

新潟県農業大学校職員室(教育科)

## エ 請求方法

受験者(本人に限る。)が受験票又は合格通知書を持参のうえ、開示場所にて口頭で請求すること。

## (2) 個人情報の利用

出願時に本校が取得した氏名、住所その他個人情報は、次の目的以外には利用しない。

ア 入校者選抜(出願処理、受験票発送、試験実施、成績処理等)、合格通知、入校手続案内、入校者選抜に係る調査・研究等の入校試験事務及びこれらに付随する業務

イ 入校に伴う教務事務(学籍、修学指導等)、学生支援事務(健康管理、奨学資金申請、後援会等)、授業料等の収納事務及びこれらに付随する業務

## 15 入校手続

合格者は、別に指定する期限までに入校応募書を提出するとともに、必要な書類をそろえ、入校手続を行うこと。

指定期限内に入校応募書を提出しない場合は、合格を取り消すことがある。

## 16 入校料

本校に入校しようとする者は、入校手続の際に5,650円(予定)を納付すること。

入校手続完了後に入校を辞退した場合、納入した入校料及び書類は、理由のいかんを問わず返還しない。

## 17 授業料

月額6,900円(予定)を毎月25日までに納付すること。

なお、授業料の納付が困難と認められた場合、授業料を減免する制度がある。

## 18 その他経費

学生は、次の経費が必要となる。

## (1) 学科

教科書、実習用被服費等の諸経費、海外研修費、食費、学生寮で要する光熱水費、学生自治会費及び後援会費等の経費(1人年間約90万円)

## (2) 研究科

教科書、実習等に要する諸経費、食費、学生寮で要する光熱水費等(入寮する場合のみ)、学生自治会費及び後援会費等の経費(1人年間15~50万円)

## 19 就農予定者への修学資金の貸与

(1) 就農予定者で一定の貸与要件を満たす者は、選考により、在学中に次の資金を借り受けることができる。

## ア 新潟県農業大学校修学資金

## (イ) 貸与額

月額16,000円(予定)

## (ロ) 利子

無利子

## (ハ) 貸与要件

- a 卒業後、県内において就農を予定する者
- b 学業成績が優秀である者
- c 経済的に修学が困難な者

(ニ) 卒業後に一定の要件のもと就農した場合は、返還免除を申請することができる。

なお、研究科において借り入れした場合、認定就農者となる必要がある。

## イ 就農支援資金

## (イ) 貸付額

月額50,000円以内

## (ロ) 利子

無利子

## (ハ) 貸付の対象者

認定就農者

## (エ) 資金の用途

農業大学の授業料、教材費、研修視察費等

## 20 奨学金

就農予定の有無にかかわらず、新潟県及びその他奨学金制度を設けている機関・団体が規定する基準・要件を満たす者は、選考により、在学中に奨学金を借り受けることができる。

## 21 学生寮への入寮

(1) 学科1学年は、原則として全寮制とする。

学科2学年は、希望により自宅からの通学を認める場合もある。

(2) 研究科は、大学校長が許可した場合は、学生寮に入寮することができる。

## 22 その他

募集要項及び出願書類等については、本校又は最寄りの農業普及指導センターへ請求すること。

**公聴会の開催の中止について（公告）**

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、長岡都市計画道路の変更素案についての公聴会の開催を中止する。

平成24年7月20日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 中止となる公聴会の日時

平成24年7月31日（火） 午後7時から

## 2 中止となる公聴会の開催場所

見附市文化ホールアルカディア 小ホール

見附市昭和町2-1-1

**病院局公告****一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、薬剤情報提供システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達にWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成24年7月20日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

## 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

薬剤情報提供システム 12式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年3月15日（金）

(4) 納入場所

新潟県立松代病院、新潟県立柿崎病院、新潟県立津川病院、新潟県立妙高病院、新潟県立坂町病院、新潟県立六日町病院、新潟県立加茂病院、新潟県立十日町病院、新潟県立小出病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立精神医療センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」又は「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び応札仕様書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県病院局総務課  
電話番号 025-280-5555

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成24年8月23日(木)午後5時00分

- (4) 入札書の提出期限  
平成24年8月30日(木)午後5時00分

### 4 開札の日時及び場所

- 平成24年8月31日(金)午前10時00分  
新潟県庁行政庁舎16階入札室

### 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
免除する。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

### 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased;  
Drug Information System [12]set

- (2) Deadline for bid submission  
5 : 00 p.m. 30, August 2012
- (3) For more information, contact:  
General Affairs Division, Bureau of Hospital Administration,  
Niigata Prefectural Government  
4 - 1 shinkou-cho, Chuo-ku, Niigata-City,  
Niigata, JAPAN  
〒951-8570  
TEL 025-280-5555

---

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、臨床検査システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成24年7月20日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
臨床検査システム 3式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成25年3月15日（金）
- (4) 納入場所  
新潟県立坂町病院、新潟県立加茂病院、新潟県立吉田病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び応札仕様書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県病院局総務課  
電話番号 025-280-5555
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成24年8月23日（木）午後5時00分
- (4) 入札書の提出期限  
平成24年8月30日（木）午後5時00分

#### 4 開札の日時及び場所

平成24年8月31日(金)午後2時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

## 5 その他

### (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金

免除する。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

### (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

### (6) 契約書作成の要否 要

### (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

### (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

### (1) Nature and quantity of the products to be purchased;

Computer System for Clinical Examination [3]set

### (2) Deadline for bid submission

5:00 p.m. 30, August 2012

### (3) For more information, contact:

General Affairs Division, Bureau of Hospital Administration,

Niigata Prefectural Government

4-1 shinkou-cho, Chuo-ku, Niigata-City,

Niigata, JAPAN

〒951-8570

TEL 025-280-5555